



連合高知

<発行所>連合高知

日本労働組合総連合会高知県連合会
〒780-0870 高知市本町4丁目1-32
こうち労働センター内
TEL(088)824-5111
FAX(088)824-3002

<発行責任者>間嶋祐一

No.98 2015年3月3日

連合高知第51回地方委員会・闘争開始宣言集会

物価上昇こえる賃上げを

春季生活闘争から統一地方選挙に向けて

連合高知は2月17日、高知共済会館で第51回地方委員会を開催し、月額12,500円以上の賃上げをはじめとする春季生活闘争方針を決定した。

開催にあたって挨拶に立った間嶋会長は、「今季は春闘と統一地方選挙の二兎を追う闘いになる。春闘では“賃上げ、時短、制度・政策要求”の取り組みを3本柱として、格差是正の実現とデフレからの脱却をめざす闘いを進めることになる」と今春闘の課題を示した。その上に「厳しい状況だが物価上昇を上回る月例賃金の引き上げに向けた職場からの取り組みを進めるとともに、労働者保護ルールの改悪阻止の闘いを強化しよう」と檄を飛ばした。また、統一地方選挙に向けて「選挙は私たちの働き方や暮らしに大きく関わるものだ。だからこそ、私たちの声を政治の場に届けるために、統一地方選挙の勝利に向けて職場から取り組みを進めよう」と訴えた。

第1号議案「2015春季生活闘争方針(案)」では、統一要求基準額や年齢別最低賃金、到達水準の設定など連合高知における賃金闘争を中心とした取り組み方針を決定。第2号議案「春から夏にかけての当面の闘争方針(案)」においては、労働者



保護ルール改悪阻止の闘いを中心とする“STOP THE 格差社会! 暮らしの底上げ



キャンペーン第3段の取り組み”と“政策制度の取り組み”の方針を決定した。また、第3号議案「第47回衆議院選挙の総括及び第18回統一地方選挙の取り組みについて(案)」の中では、連合高知が推薦する予定候補者を改めて確認し、全員の勝利で安倍政権に反転攻勢をかけていくことを確認した。

“地域に目を向ける運動を”

地方委員会終了後に行なわれた学習会では、レーベン企画プロデューサー南雲聡樹さんを講師に「組合員から喜ばれる組合活動を求めて」と題する講演を受けた。

この中で南雲さんは、自身が労働組合の書記長時代に組合員とともに取り組んだ色々なキャンペーンやイベントを紹介しながら、職場の権利を守るとともに組織の団結を強くすることの大切さを語った。また、「組合は自分の職場だけでなく、地域に目を向ける運動を通じて地域住民との信頼関係をつくるのが大事」と語りながら、連合は「正社員のクラブから社会のなか

で困っている人に目を向ける運動をめざすべきだ」と問題提起した。

当日の夕刻6時から、丸ノ内緑地で連合高知2015春季生活闘争「闘争開始宣言」集会が行われ



デモ行進する集会参加者

た。集会に参加した約200名は、物価上昇を上回る月例賃金の引き上げをめざして氣勢をあげた。

闘争に向けた決意表明では、塩坂博史 U Aゼンセン・サニーマート労組書記長と谷山砂男 運輸労連高知県協議会議長から職場の状況や春闘における取り組みが報告された。

集会の最後には「粘り強い交渉を展開し、賃上げで景気の底支えを実現するとともに、世論の力で安倍政権がもくろむ労働法制改悪を阻止していく」とする闘争開始宣言を採択し、帯屋町アーケードをデモ行進しながら街行く市民にアピールした。

＝連合高知2015春季生活闘争方針（概要）＝

【統一要求基準額について】

《月額要求》平均要求額 12,500円以上とする。

< 3,600円（高知県ミニマム実態調査全産業の年差） + 8,000円（物価上昇分3.2%） + 900円（中小全国賃金実態調査年差額4,500円との格差是正分） >

《時間額要求》75円以上とする

【連合高知「年齢別最低賃金」「到達水準」について】

《連合高知「2014年齢別最低賃金」》

年 齢	18歳	20歳	25歳	30歳	35歳	40歳
金 額	145,200	147,700	156,000	165,800	179,300	190,800
年差額		1,250	1,660	1,960	2,700	2,300

《目標とする水準値（賃金実態の第3四分位を参考として設定）》

25歳	220,000円	(1歳1年間差5,000円)
30歳	245,000円	(1歳1年間差6,000円)
35歳	275,000円	(1歳1年間差7,000円)
40歳	310,000円	

【その他】

①企業内最低賃金制度の協定化、②ワーク・ライフ・バランス実現の取り組み、③非正規労働者の労働条件改善の取り組み、④一時金の取り組み、⑤男女平等社会実現に向けた取り組みと均等待遇の実現、⑥ワークルールの確立、⑦健康増進の取り組み

【政策・制度の取り組み】

①経済の好循環に向けた産業政策と雇用政策の一体的推進、②雇用の安定と公正労働基準の確保、③「全世代支援型」社会保障制度のさらなる推進、④「公平・連帯・納得」の税制改革の実現、⑤公務における臨時職員・非常勤職員の処遇改善と公契約適正化の推進

＝春から夏にかけての当面の闘争方針＝

(1) 労働法制改悪阻止に向けたキャンペーン活動等の取り組み

・第2ゾーン（3月まで）、第3ゾーン（4月～通常国会閉会まで）におけるメリハリをつけた各種行動を展開

(2) 「年金積立金はだれのもの？」の取り組み

・2月県議会、3月市町村議会において「年金積立金は専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書」採択をめざす

(3) 社会に運動の輪を広げ、仲間を増やす取り組み

①「非正規労働センター連絡会議」を中心とする取り組み、②組織拡大の活動、③若者に労働組合の必要性や意義をアピールする取り組み

第13回連合高知囲碁将棋大会

新春恒例“盤上の熱戦”



連合高知は1月25日、高知市勤労者交流館で新春恒例の“第13回連合高知囲碁・将棋大会”を開催した。今年の大会には囲碁の部で団体戦6チーム、個人戦5人、将棋の部は団体戦11チーム、個人戦11人のエントリーが

あり、各構成組織から参加する現役組合員をはじめ多くの退職された諸先輩方と現退あいまみえて盤上の熱戦が繰り広げられた。

それぞれの成績は下記のとおり。



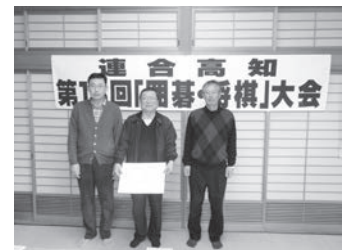
【囲碁の部】

〈個人〉

- 優勝：小松忠義さん（私鉄総連）
- 準優勝：安田雅文さん（高知市職退職者会）
- 第三位：田所 稔さん（県退職者会）

〈団体〉

- 優勝：高知市職退職者会 A
- 準優勝：県退職者会
- 第三位：高知市職退職者会 B



囲碁の部 団体優勝（高知市退職者会 A）



将棋の部 団体優勝（高知市職労 C）

【将棋の部】

〈個人〉

- 優勝：赤木正勝さん（J P 労組高知）
- 準優勝：竹内昭卿さん（J P 労組高知）
- 第三位：村上義幸さん（情報労連）

〈団体〉

- 優勝：高知市職労 C
- 準優勝：高知県職労 B
- 第三位：高知県職労 C



許すな！労働法制の改悪

いま必要なことは「残業代ゼロ」ではなく「過労死ゼロ」！

厚労省の労働政策審議会労働条件分科会は2月13日、報告「今後の労働時間法制等の在り方について」を取りまとめた。この報告には、連合が強く主張してきたすべての労働者を対象とする「労働時間の量的上限規制」等の長時間労働抑止策の整備に踏み込まず、反面、長時間労働を新たに生み出すおそれのある、いわゆるホワイトカラー・エグゼンプションの創設等が盛り込まれている。

同報告の主な内容は、[1] 中小企業における月60時間超の時間外労働に対する割増賃金率の適用猶予措置の廃止（ただし、施行時期は他の法改正事

項の施行の3年後となる平成31年4月）、[2] 年次有給休暇のうち年5日については使用者が時季を指定するよう義務づけ、[3] フレックスタイム制の清算期間の上限を3か月に延長、[4] 企画業務型裁量労働制の対象業務に、法人顧客に対する課題解決型提案営業業務等の2類型を追加、[5] 労働時間規制等を適用除外とする「高度プロフェッショナル制度」の創設、などとなっている。

今後、同報告にもとづいて法律案要綱の審議が行われ、今通常国会に労働基準法等改正法案が提出される見通しである。労働者側が反対意見を付

した部分に修正がなされることなく法律案がまとめられれば、長時間労働に起因する諸問題は解決されない懸念が強い。

こうした労働者保護ルール改悪の動きに対して、実効ある長時間労働抑止策の導入を求めるとも

に「高度プロフェッショナル制度」の創設と裁量労働制の対象業務拡大を阻止するため、構成組織・地方連合会と一体となって「STOP THE 格差社会！暮らしの底上げ実現」キャンペーンを展開しよう。

「残業代ゼロ」と「働き過ぎ防止」を抱き合わせた報告書の内容

高度プロフェッショナル制度 (残業代ゼロ制度)	目 的	「時間ではなく成果で評価される働き方を希望する労働者のニーズに応え、その意欲や能力を十分に発揮できるようにするため」
	効 果	時間外労働や深夜・休日労働に対する割増賃金の支払い義務、労働時間の管理義務がなくなる
	対象業務	高い専門的知識が必要な業務。例えば金融商品の開発、アナリスト、コンサルタント、研究開発など
	対象労働者	年収が平均給与額の3倍を相当程度上回る者と <u>法律に明記する</u> 。 具体的な額は年収1,075万円以上を参考に省令で規定
	導入要件	本人の同意が必要（「職務記述書等に署名等する形」）
		労使委員会で5分の4以上の多数による決議が必要
①～③の長時間労働抑制策のいずれかを選択して実施する ①勤務間の休息を「一定の時間」以上与える ②1ヵ月または3ヵ月の在社時間などが「一定の時間」を超えないようにする ③4週4日以上、年104日以上の日をとる (①、②の「一定の時間」は省令で規定)		
	週40時間を超えて働いた時間（従来の「残業時間」のこと）が、月100時間以上の労働者には、医師による面接指導を行う	
裁量労働制	「企画業務型」の拡大	法人を顧客にした企画立案型の営業職などに適用を拡大する
	手続きの緩和	労使委員会決議の本社一括届け出を認める（現行は事業場ごと）
フレックスタイム制		労働時間の清算期間の上限を現行の1ヵ月から3ヵ月に延長する
働き過ぎ防止	年休取得の促進	年休取得の底上げのために、 <u>年5日</u> までは使用者が時季を指定して一定日数取得させることを義務づけ（時季指定については労働者の意志を尊重）
	割増賃金率適用猶予の見直し	月60時間超の時間外労働に対する割増賃金を5割以上とする規定を、 <u>2019年4月から</u> 中小企業にも適用する
	監督指導の強化	労使間の特別条項の内容など、時間外労働に対する監督を強化し、労働者の健康が確保されるよう「助言・指導」などを行っていく
	特例措置の縮小	所定労働時間が週44時間の特例措置対象事業場の範囲を縮小する
その他	過半数代表制	「使用者の意向による選出」は違反とする通達を施行規則に規定する

※「骨子案」から変更箇所を下線で表示